平成２４年（フ）第１０２号
栃木県足利市五十部町345番地２　三重ハイツ102
債務者　戸叶　秀之
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第４３４号
静岡県袋井市土橋238番地の１
債務者　渋谷恵美子（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
島根県邑智郡邑南町日貫1866番地２
債務者　金山　智美
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月17日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第２１２号
釧路市武佐４丁目27番251号
債務者　富山　　薫
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２１３号
釧路市武佐４丁目27番251号
債務者　富山真由美
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１１９号
栃木県栃木市西方町本郷537番地
債務者　和賀井隆雄
1　決定年月日時　平成24年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４３７号
川崎市川崎区旭町２丁目16番17号さつき荘202、前住所川崎市川崎区中瀬３丁目13番11号　２Ｆ
債務者　宿谷　惠子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２１２７号
東京都杉並区西荻北３丁目13―３―202
債務者　松岩　康史
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１４７号
東京都練馬区大泉学園町１丁目16―24―201
債務者　岡田由美子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８号
熊本県山鹿市鹿本町来民2315番地３
債務者　浦田由喜路
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第５５８号
静岡市駿河区西脇1099番地の１　ラフィナートⅠ402号
債務者　清水　眞弓
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４２７号
東京都世田谷区代田４丁目31―17―Ａ202
債務者　大根田美幸
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９１７号
東京都渋谷区上原２丁目33―３
債務者　藤原　実穂
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８６５号
東京都江戸川区南葛西１丁目15―２―102
債務者　小野奈緒美（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９７３号
東京都品川区西大井３丁目６―15―202
債務者　梶原　広美
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２４号
静岡市葵区伝馬町23番地の２　ホロスコープ伝馬町302号、旧住所静岡市清水区港町１丁目６番14号
債務者　木下　千里
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部